

消費税率 10% の先送りに伴う子ども・子育て支援新制度への影響

■ 消費税率

消費税率引き上げによる増収分は、社会保障（年金、医療・介護、子育て）の財源として使われる。

平成 26 年 4 月 1 日 消費税率 5% → 8% 実施済み

平成 27 年 10 月 1 日 消費税率 8% → 10% 先送り

平成 29 年 4 月 1 日に実施予定

■ 消費税増税分（7,000 億円）を財源とした子育て支援施策

<量の拡充>

4,068 億円（13 項目）

主な施策	・ 保育所等の定員拡大	（2,940 億円）
	・ 幼稚園等での一時預かり	（341 億円）
	・ 延長保育	（217 億円）
	・ 放課後児童クラブ	（157 億円）
	・ 地域子育て支援拠点事業	（127 億円）

<質の改善>

3,003 億円（23 項目）

主な施策	・ 職員配置の改善	（700 億円）
	・ 職員給与の改善	（571 億円）
	・ 児童養護施設等の社会的養護の充実	（315 億円）
	・ 放課後児童クラブの充実	（304 億円）

消費税率引き上げ延期に伴う「子ども・子育て支援新制度」への

影響に関する政府発言について（報道関係資料により要約）

菅義偉官房長官は11月19日の記者会見で、社会保障改革の柱である「子ども・子育て支援新制度」を予定通り27年4月から実施する方針を示した。不足する財源については来年度の予算編成までに検討していく考えを示したほか、安倍晋三首相から財政当局に「知恵を出すように」との指示があったことを明らかにした。

また、安倍首相も11月21日の記者会見において、「子育て世代の皆さんを応援するという、その決意は揺らがない。子ども・子育て支援新制度は来年4月から予定どおり実施する。2年間で20万人、5年間で40万人分の保育の受け皿を整備し待機児童を無くしていく。さらに『小1の壁』を突き破り、学童保育についても待機児童ゼロを実現していく。そのスケジュールは全く変わらない。」と強調した。

そのほか、有村治子内閣府特命担当大臣も11月25日の記者会見で、「4月から予定どおり新制度を実施するというスタンスにいささかの変更もない。子ども・子育てに日本の存亡をかけて支援をしていくということの重要性についても何ら変わっていない。来年4月に向け、現場で調整をしている方々の思いをしっかりと受けとめ、予定どおり実施していく。」と明言している。

消費税率引き上げ延期による不足財源については、現在のところ、税収の上ぶれ分を充てるといった案のほか、つなぎ国債の発行や他の事業予算の削減等により対応するなどの案が浮上している。